

指定訪問リハビリテーション  
(介護予防訪問リハビリテーション)

## 運営規程

医療法人社団 敬愛会  
敬愛シニアガーデン卸町  
訪問リハビリテーション

## 第1条（事業の目的）

医療法人社団敬愛会 介護老人保健施設 敬愛シニアガーデン卸町が設置する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）事業（以下、「事業」という。）は、要介護または要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう生活機能の維持また向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復、生活機能の維持または向上を図ることを目的とする。

## 第2条（運営方針）

- 1 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅支援事業所、地域包括支援センター、居宅サービス事業所、保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

## 第3条（事業の運営）

指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

## 第4条（事業所の名称等）

事業を実施する事業所の名称および所在地は次の通りとする。

名 称：敬愛シニアガーデン卸町 訪問リハビリテーション

所在地：福島市鎌田字卸町 8-1

第5条（従業員の職種、員数および職務の内容）

事業所における従業員の職種、員数および職務の内容は次の通りとする。

職種	職員数	職務内容
管理者兼医師	1名 (常勤兼務)	所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう統括する。
理学療法士	常勤換算で 1名以上 (常勤兼務)	1. サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。
作業療法士		2. 医師および理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が協同により、訪問リハビリテーションに関する解決すべき課題を把握します。計画作成に当たっては、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ、具体的な目標や具体的なサービスを記載します。訪問リハビリテーション計画を作成するに当たっては、居宅サービス計画にそって作成し、利用者、家族に説明した後で、利用者の同意を得ます。また作成した計画書は、利用者に交付します。
言語聴覚士		3. 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。
		4. 常に利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。
		5. それぞれの利用者について、指定訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況およびその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

第6条（営業日および営業時間）

事業所の営業日および営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日：月曜日～金曜日

※ 国民の祝日、12月31日～1月3日までを除く。

※ 事業所のやむを得ない都合等により提供が困難な場合は、曜日を限定して提供することがある。

(2) 営業時間：8：30～17：30

## 第7条（リハビリテーションの内容）

指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の内容は、次の通りとする。

- （1）訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
- （2）指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）は、通院が困難な利用者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画書を作成すると共に、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の必要な事項について、利用者またはその家族に対し指導または説明を行い適切なリハビリテーションを提供する。
- （3）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、訪問日時、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

## 第8条（利用料等）

- 1 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告知上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとする。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告知上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
  - （1）事業所から片道2 km未満・・・・・・・・・・無料
  - （2）事業所から片道2 km以上5 km未満・・・・200円
  - （3）事業所から片道5 km以上・・・・・・・・・・300円
- 4 前項の交通費の徴収に際しては、利用者に予め当該サービスの内容および費用についての説明し同意を得ることとする。
- 5 サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じてキャンセル料を請求する。
  - （1）当日8：30までにご連絡があった場合・・・・無料
  - （2）上記の時間まで連絡がなかった場合・・・・500円

※ ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求しない。

## 第9条（通常の事業の実施地域）

通常の訪問区域の範囲については、福島市、伊達市、伊達郡の区域とする。

## 第10条（緊急時の対応）

- 1 事業所は、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて手当を行い、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者へ報告する。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の当該家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して取った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 第11条（苦情処理）

- 1 事業所は、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供に係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に関し、市町村へ文書その他物件の提出もしくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するものとする。また、市町村から指導、助言を受けた場合は、改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

## 第12条（個人情報保護）

- 1 事業所は、利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者または家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しないものとする。

### 第13条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じる。
  - （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催（年2回）
  - （2）虐待の防止のための指針の整備
  - （3）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回以上）
  - （4）虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の選任
  - （5）利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
  - （6）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報するものとする。

### 第14条（その他運営に関する重要事項）

- 1 事業所は、従業者の資質向上のために次の通り研修の機会を設けるものとする。
  - （1）採用時研修：採用後6ヶ月以内
  - （2）継続研修：年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。
- 4 事業所は、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存する。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団敬愛会と敬愛シニアガーデン卸町訪問リハビリテーションとの協議において定めるものとする。

### （附 則）

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する。